

2026年度 大学院研究生の申込み手続きについて

2026年度の大学院研究生を募集します。出願を希望される方は、規程等をお読みの上、次の要領に従って手続きをして下さい。

1. 出願期間： 2026年2月2日（月）～2月28日（土）

2. 出願書類：

*志望する社会福祉学研究科の指導教員とあらかじめ面接した上で、出願期間内に出願書類を大学院教務課窓口へ本人が直接持参すること。

(1) 研究生願書 (本学所定用紙・捺印のあるもの) <本学窓口にて受け取りください。>

(2) 履歴書及び業績書 (写真添付、書式自由)

*貼付写真は研究生として認められた場合に配布する研究生証に使用します。

(3) 研究計画書 (研究テーマ及び研究指導教員名を記入すること、書式自由)

(4) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書

*見込の場合は、卒業証明書を3月中に提出すること。

*各種証明書類が原本で発行されずコピーで提出する場合は、出身学校又は大使館等の公的機関による原本証明を受けること(中国の場合は教育部学歴認証センター(北京市)または各地方の公証処による公証書)。また、各種証明書類が日本語・英語以外の場合は、出身学校又は大使館等の公的機関、日本語学校等により公印証明された日本語訳又は英語訳を添付すること。

3. 承認決定日： 大学院社会福祉学研究科委員会 [2026年3月初旬]

4. 納付金等：

◇出願時の選考料 10,000円

出願期間に下記のいずれかにて納付し、出願書類提出の際、大学院教務課窓口にて払込金受領証等を提示してください。

① 本学窓口にて所定の郵便振替用紙を受取り、郵便局で納付

② 窓口時間内に窓口前の自動発行機により納付 「その他一般」 → 「申請書」 → 「研究生選考料」

◇1年間の研究指導料 100,000円

(承認決定日以降、承認された方に払取扱票を郵送します。15日以内に郵便振込にて納入して下さい)

5. その他： 研究生は、研究生終了時点にて研究報告書の提出が必要です。

○日本社会事業大学大学院研究生規程

平成元年3月29日
規程第6号

第1条 この規程は、日本社会事業大学大学院学則第34条に基づき、研究生について必要な事項を定める。

第2条 研究生は、指導教員のもとに学術の研究に従事するものとする。

第3条 研究生として入学することができる者は、大学卒業又はそれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第4条 研究生として入学を希望する者は、志望する社会福祉学研究科の指導教員とあらかじめ面接をした上で、別に定める選考料を納入の上、次の書類を当該年度開始前の2月1日から2月末日までに提出しなければならない。

- (1) 研究生願書（本学所定のもの）
- (2) 履歴書及び業績書
- (3) 研究計画書
- (4) 最終出身学校の成績証明書及び卒業証明書

2 前項第3号の研究計画書には、研究課題についての研究経過及び入学後の研究計画を記載しなければならない。

第5条 研究生の選考は、前条第1項の書類及び面接の結果に基づき、大学院社会福祉学研究科委員会（以下「大学院研究科委員会」という。）において行う。

2 前項の面接の結果は、指導教員がその結果を別途提出するものとする。

第6条 研究生として許可された者は、許可された日から15日以内に別に定める研究指導料を納入しなければならない。

第7条 指導教員が必要と認めた場合は、大学院研究科委員会の議を経て研究生に大学院の授業科目の一部を聴講させることができる。

第8条 研究生の研究期間は1年以内とする。

2 前項の研究期間を終了した者が再度研究生として入学を希望する場合は、第4条に基づき申請手続きを行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、研究生の研究期間は通算2年までとする。

第9条 研究生には、この規程に定めるもののほか、大学院学則を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規程第4条の改正規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 3 この規程第8条の改正規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 4 この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 5 この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この改正規定は、令和5年1月17日から施行し、令和5年度に研究生として入学する者から適用する。